

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：3件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	非常用ディーゼル発電機の1台（4B）について定例試験（毎月1回実施）を行っていたところ、当該ディーゼル発電機に関する警報が発生し、当該ディーゼル発電機が自動停止した。当該ディーゼル発電機が動作可能でないと判断したことから、保安規定で定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言した。 今後、原因について調査。	A s	3月21日公表済 PDF97KB
2	5号機	今定期検査において、圧力抑制室の点検および非常用炉心冷却系ストレナの取替工事を実施するが、この作業期間中に回収物があった場合は、圧力抑制室内の作業工程毎にとりまとめてお知らせすることとした。その後、圧力抑制室内の作業において、ボルト1本、座金付きボルト・ナット1組を発見し回収している。2月15日までの圧力抑制室内点検作業において、プール水浄化、クラッド（鉄さび等の金属不純物）回収を終了し、テープ片1枚を発見・回収したのでお知らせする。 今後も引き続き、異物混入対策を徹底。	A s	2月18日公表済 PDF68KB
3	5号機	圧力抑制室内の点検および非常用炉心冷却系ストレナの取替工事を実施するが、3月11日までの圧力抑制プール水浄化、ストレナ取外・取付作業においてビス用ナット1個（直径約12mm×厚さ約5mm）およびテープ片1枚（約5cm×約10cm）を発見・回収したのでお知らせすることとした。5号機は前回の定期検査において圧力抑制室の点検を実施しているが、点検しにくい部位に付着していたものが移動してきたものと推定している。今後も引き続き、異物混入対策を徹底。	A s	3月14日公表済 PDF69KB

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	過渡現象記録装置点検において、データ通信に不具合が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	復水移送ポンプ（A）出口圧力計点検において、テストライン閉止栓に損傷（かじり）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	残留熱除去海水系クーラ出口弁点検において、弁棒及びパッキンワッシャーに損傷が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	補機冷却系海水ポンプ（A）出口逆止弁点検において、弁体（ライニング）に一部損傷が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	中央操作室運転基準出力表示装置のブザーが鳴らないことが認められたため、当該ブザーを点検・修理	D	
6	4号機	タービン建屋換気空調系南側給気処理装置加熱蒸気コイルドレン弁（C）の弁棒に折損が認められたため、当該弁を交換	D	
7	4号機	計装用空気系除湿装置出口露点温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
8	5号機	主蒸気系小口径配管取出弁座点検において、保温材（4箇所）に一部破損が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）水室入口ベント配管接続部より海水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	5号機	第1給水加熱器（B）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨管（20本）が認められたため、当該チューブに閉止栓施工	D	
11	6号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジ計量タンク（B）戻り空気駆動弁等（2台）駆動部点検において、弁駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
12	6号機	廃棄物処理系原子炉冷却材浄化系フィルタスラッジ貯蔵タンク（B）上澄液出口空気駆動弁駆動部点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該電磁弁を修理	D	
13	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）建屋制御盤監視用TVモニタの画面に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	6号機	消火栓（24）警報用電線管中継端子箱（タービン建屋2階南側）の電線管付根部に緩みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	制御棒駆動機構温度記録計の記録用紙送り機構に動作不良（紙詰まり）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	集中環境施設	高温焼却炉設備雑固体廃棄物減容処理建屋給気ファン（B）点検において、風量不足が認められたため、対応検討	C	3月28日再審議にてグレード変更 D → C
17	集中環境施設	高温焼却炉設備に「補助燃焼室バーナ失火」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉用2次セラミックフィルタ（A）に詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
19	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）焼却炉用2次セラミックフィルタ（B）に詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
20	集中環境施設	ページング装置用スピーカー（プロセス建屋1階ランドリーエリア）に音声不良が認められたため、当該スピーカーを点検・修理	D	
21	その他	気象観測設備点検において、湿度記録計に指示不良（乱点）が認められたため、当該湿度記録計を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで